

浜松市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

浜松市人事委員会委員長 村越 啓悦

浜松市人事委員会規則第 3 号

浜松市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 浜松市職員の退職管理に関する規則（平成 2 8 年浜松市人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（任命権者への再就職の届出を要しない場合）</p> <p>第 2 3 条 条例第 3 条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 営利企業（法第 3 8 条第 1 項に規定する営利企業をいう。）以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、当該地位に就いた日から起算して 1 年間につき、所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）<u>第 2 8 条第 3 項第 1 号</u>括弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額と<u>同法第 8 6 条第 1 項第 1 号</u>に掲げる場合における<u>同条</u>の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額以下の報酬を得るとき。</p>	<p>（任命権者への再就職の届出を要しない場合）</p> <p>第 2 3 条 条例第 3 条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 営利企業（法第 3 8 条第 1 項に規定する営利企業をいう。）以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、当該地位に就いた日から起算して 1 年間につき、所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）<u>第 2 8 条第 3 項第 1 号</u>に規定する給与所得控除額に相当する金額と<u>租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 4 1 条の 1 6 の 2 第 1 項第 1 号イ</u>に掲げる場合（<u>令和 9 年以後の各年分</u>にあつては、<u>同項</u>に掲げる場合）における<u>同項</u>の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額以下の報酬を得るとき。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第 2 条 浜松市職員の退職管理に関する規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(内部組織の長に準じる職)</p> <p>第6条 法第38条の2第4項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 浜松市職員の給与に関する条例(昭和31年浜松市条例第38号。以下「給与条例」という。)別表第1の行政職給料表における職務の級が<u>9級</u>である職(浜松市事務分掌条例(昭和46年浜松市条例第39号。以下「事務分掌条例」という。)に規定する市長の直近下位の内部組織の長の職を除く。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 浜松市上下水道部職員の給与に関する規程(昭和41年浜松市公営企業局管理規程第13号。以下「給与規程」という。)別表第1の企業職給料表(1)における職務の級が<u>9級</u>である職</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(内部組織の長に準じる職)</p> <p>第6条 法第38条の2第4項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 浜松市職員の給与に関する条例(昭和31年浜松市条例第38号。以下「給与条例」という。)別表第1の行政職給料表における職務の級が<u>9级以上</u>である職(浜松市事務分掌条例(昭和46年浜松市条例第39号。以下「事務分掌条例」という。)に規定する市長の直近下位の内部組織の長の職を除く。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 浜松市上下水道部職員の給与に関する規程(昭和41年浜松市公営企業局管理規程第13号。以下「給与規程」という。)別表第1の企業職給料表(1)における職務の級が<u>9级以上</u>である職</p> <p>(5) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の浜松市職員の退職管理に関する規則第23条(第1号から第3号までを除く。)の規定は、令和7年12月1日以後に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合について適用し、同日前に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合については、なお従前の例による。

(あらし)

この規則は、国に準じて任命権者への再就職の届出を要しない場合を改めるとともに、行政職給料表の10級導入に伴う所要の整備を行うものです。